

宮崎県自殺対策推進協議会設置要綱

平成20年6月2日
福祉保健部福祉保健課

(設置)

第1条 本県での人口あたりの自殺者数は全国的にも高い数値で推移しており、自殺対策は行政、保健、医療、福祉、教育、労働など多種多様な分野において総力をあげて緊急に取り組むべき課題となっている。このため、県内の関係機関・団体が連携し、総合的な自殺対策を推進することを目的として、宮崎県自殺対策推進協議会（以下「推進協」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 推進協は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 自殺対策を進めるための行動計画の策定に関すること。
- (2) 自殺対策を進める上で課題の抽出に関すること。
- (3) 自殺対策を進めるための方策の評価に関すること。
- (4) その他自殺対策の検討に関すること。

(構成)

第3条 推進協は、別表第1に掲げる関係機関・団体の代表又は代表が推薦する者を委員とし、構成する。

- 2 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期途中の委員の欠員による後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 推進協は、宮崎県福祉保健部長（以下「福祉保健部長」という。）が招集する。

- 2 推進協に会長及び副会長2名を置く。
- 3 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 4 会長は、推進協を主催する。
- 5 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 推進協の円滑な運営を図るため、別表第2に掲げる関係機関・団体の代表が推薦する者で構成する実務者会議を設置し、必要に応じて、会長が招集する。
- 8 会長は、効果的な自殺対策を検討するため、必要に応じて、委員又は実務者会議員以外の者を推進協又は実務者会議に招集することができる。

(庶務)

第5条 推進協の庶務は、宮崎県福祉保健部福祉保健課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進協の運営に関し必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

別表第1（第3条関係）

宮崎県自殺対策推進協議会委員

分野	所属団体
保健	宮崎県医師会
	宮崎大学
	宮崎県精神科病院協会
	宮崎県精神科診療所協会
	宮崎県公認心理師・臨床心理士会
	宮崎県民生委員児童委員協議会
	宮崎県看護協会
	宮崎県社会福祉協議会
	宮崎県精神保健福祉センター
医療	宮崎県精神保健福祉士協会
	宮崎県介護支援専門員協会
教育	宮崎県P.T.A連合会
	宮崎県青少年育成県民会議
学識	宮崎県弁護士会
	宮崎県司法書士会
労働	宮崎県中小企業団体中央会
	宮崎産業保健総合支援センター
	宮崎県経営者協会
	日本労働組合総連合会宮崎県連合会
消防	宮崎市消防局
警察	宮崎県警察本部生活安全企画課
民間	ヘルプラインいのち
	特定非営利活動法人国際ビフレンダーズ
	宮崎自殺防止センター
	特定非営利活動法人みんなのくらしターミナル
	特定非営利活動法人宮崎いのちの電話
報道	宮崎日日新聞社

別表第2（第4条関係）

宮崎県自殺対策推進協議会実務者会議員

部会	所 属 団 体
児童生徒	宮崎県P.T.A連合会
	宮崎県青少年育成県民会議
	宮崎県子ども会育成連絡協議会
	宮崎県公認心理師・臨床心理士会
	特定非営利活動法人みんなのくらしターミナル
	宮崎県精神保健福祉センター
労働者	宮崎県商工会議所連合会
	宮崎県商工会連合会
	宮崎県中小企業団体中央会
	宮崎産業保健総合支援センター
	宮崎県経営者協会
	日本労働組合総連合会宮崎県連合会
	宮崎県農業協同組合中央会
	宮崎県森林林業協会
	宮崎県漁業協同組合連合会
	宮崎県建設産業団体連合会
	宮崎労働局
高齢者	宮崎県医師会
	宮崎県民生委員児童委員協議会
	宮崎県薬剤師会
	宮崎県老人クラブ連合会
	宮崎県地域婦人連絡協議会
	宮崎県社会福祉協議会
	宮崎県介護支援専門員協会
自殺未遂者・遺族	宮崎県医師会
	宮崎県精神科病院協会
	宮崎県精神科診療所協会
	宮崎県看護協会
	宮崎県精神保健福祉士協会
	宮崎県警察本部生活安全企画課
	宮崎市消防局警防課
	みやざき被害者支援センター
	特定非営利活動法人国際ビフレンダーズ
	宮崎自殺防止センター
	ヘルプラインいのち
	宮崎県精神保健福祉センター